

自転車損害賠償責任保険等に関する岐阜県ホームページ掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第16条の規定により、同条例第15条に定める自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図るため、自転車損害賠償責任保険等を扱う事業者の情報を岐阜県が管理するホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載するために必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象となる事業者)

第2条 県ホームページに掲載する事業者は、自転車損害賠償責任保険等を扱う者とする。

(掲載事項)

第3条 県ホームページに掲載する事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 事業者名 通称名を掲載する希望がある場合、併せて掲載する。
- 二 問合せ先 問合せ窓口の名称、電話番号その他の連絡先、受付日時を掲載する。
- 三 リンク リンク先ページは、原則として、自転車損害賠償責任保険等に関するものとする。

(掲載の申請)

第4条 県ホームページへの掲載を希望する事業者は、「岐阜県ホームページへの掲載等申請書」（別記様式1）に記入の上、次の書類を添えて、岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課長（以下「県民生活課長」という。）に申請する。

- 一 申請者が第2条の要件を満たすことを確認できる資料
- 二 ヘッダー及びURLが表示された状態で印刷したリンク先ページ（最初に表示されるページ）

(掲載の承認等)

第5条 県民生活課長は、前条の申請について第2条及び次項に照らして確認の上、県ホームページへの掲載の承認又は不承認を「岐阜県ホームページへの掲載等通知書」（別記様式2）により事業者に通知する。

2 前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、県ホームページへの掲載は行わない。

- 一 法令その他公序良俗に反する場合
- 二 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- 三 申請者が暴力団である又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がある場合
- 四 問合せ先又はリンク先の内容が、県民の利便性向上を図ることができないおそれがある場合

3 県民生活課長は、掲載を承認する場合は、第3条に定める事項を県ホームページに掲載する。

(事業者の責務)

第6条 県ホームページへの掲載が認められた事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守す

るものとする。

- 一 条例における自転車損害賠償責任保険等に係る条項について問合せ窓口の担当職員に周知するとともに、県民からの問合せに誠意をもって対応するよう指導すること。
- 二 県民等の利便性の向上を図るため、事業者のホームページ、問合せ窓口等において、わかりやすい説明、表現に努めること。
- 三 事業者のホームページ、印刷物等において、事業者の商品を県が推奨しているかのような誤解を与え、又は消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

(掲載事項の変更)

第7条 県ホームページへの掲載後、第3条各号の掲載事項の変更を希望する事業者は、「岐阜県ホームページへの掲載等申請書」(別記様式1)に、変更事項の確認に必要な書類を添えて、県民生活課長に掲載事項の変更を申請する。

- 2 県民生活課長は、前項の申請について、第5条に準じた処理を行う。

(掲載の終了)

第8条 県ホームページへの掲載後、掲載の終了を希望する事業者は、「岐阜県ホームページへの掲載等申請書」(別記様式1)により県民生活課長に掲載の終了を申請する。

- 2 県民生活課長は、前項の申請について、県ホームページへの掲載終了を「岐阜県ホームページへの掲載等通知書」(別記様式2)により事業者に通知する。
- 3 県民生活課長は、前項の通知に基づき、県ホームページから事業者の情報を削除する。

(電子ファイルによる申請及び通知)

第9条 第4条、第7条第1項及び前条第1項の申請については、「岐阜県ホームページへの掲載等申請書」(別記様式1)及び添付書類の提出をPDF形式の電子ファイルにより行うことができる。

- 2 第5条第1項、第7条第2項及び前条第2項の通知については、「岐阜県ホームページへの掲載等通知書」(別記様式2)の送付をPDF形式の電子ファイルにより行うことができる。

(掲載の中止)

第10条 県民生活課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、県ホームページへの掲載を中止することができる。

- 一 第2条に該当しないと認められるとき
- 二 第6条各号に掲げる事項を遵守しないと認められるとき
- 三 その他、県ホームページへの掲載を継続することが適切でないと認められるとき

(免責)

第11条 県は、県ホームページ内の掲載及びリンク先ページの内容に関し、一切その責任

を負わない。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、自転車損害賠償責任保険等に関する県ホームページへの掲載について必要な事項は、県民生活課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 2 9 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。